

本地ヶ原避難所運営マニュアル

資料集

令和2年度版

本地ヶ原連合自治会

はじめに

○本書は、本地ヶ原避難所運営マニュアル本編とともに、避難所を運営するための標準的な事項をまとめたものです。

避難所で使う際には、避難所となる小学校の実情に合わせて内容を見直し、適宜追加、修正する必要があります。

○本書は、市職員等の行政担当者だけでなく、避難所施設の管理者となる学校管理担当者、自主防災組織の役員等、災害時に避難所の運営に関わる人々が読みやすいよう、文字サイズを大きく設定しています。

○本書は本地ヶ原避難所運営マニュアル本編、避難所運営委員会及び各運営班の業務、様式集、レイアウト集、リーフレット集、用語の解説、事前準備編とセットで使うよう作成してあります。

<本文中の表現について>

例：避難所でのルール（様式集 p5）

→本地ヶ原避難所運営マニュアル 様式集 5 ページの
「避難所でのルール」を参照してください。

例：保健福祉的視点でのトリアージ（資料集 p1）

→本地ヶ原避難所運営マニュアル 資料集 1 ページの
「保健福祉的視点でのトリアージ」を参照してください。

例：災害のあとの気持ちの変化（リーフレット集 p15・16）

→本地ヶ原避難所運営マニュアル リーフレット集 15・16 ページの
「災害のあとの気持ちの変化」を参照してください。

例：避難所運営委員会及び各運営班の業務【別冊】

→本地ヶ原避難所運営マニュアル「避難所運営委員会及び各運営班の業務」を参照してください。

資料集 目次

1 避難場所でのトリアージの例

保健福祉的視点でのトリアージ(判断基準の例)	1
------------------------	---

2 避難所運営に使う場所とレイアウトの例

避難所運営のために必要な部屋・場所	2
レイアウト例	5
東日本大震災で避難所となった宮城県多賀城市の総合体育館の例	6

3 避難所生活で配慮が必要な人への対応方法

避難者の事情に合わせた配慮の方法	7
------------------	---

要介護度の高い人	寝たきりの人等	7
自力での歩行が困難な人	体幹障害、足が不自由な人等	
内部傷がいのある人	オストメイト、咽頭摘出者、呼吸器機能障害、腎臓機能障害等	
難病の人	悪性関節リウマチ等	
アレルギーのある人	ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー	8
目の見えない人（見えにくい人）	視覚障がい者等	
耳の聞こえない人（聞こえにくい人）	聴覚障がい者等	
身体障がい者補助犬を連れた人		
知的障がいのある人		9
発達障がい（自閉症等）の人		
精神疾患のある人		
妊産婦		10
乳幼児・子ども		
女性		
外国人		
文化・宗教上の理由で食べられないものがある人		11
けがや病気の人		
車やテントでの生活を希望する人		
避難所以外の場所に滞在する被災者		
帰宅困難者		

避難者の事情に配慮した広報の例	12
-----------------	----

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの	13
-------------------------	----

4	災害時のトイレ対策	
	災害時のトイレ対策	14
	トイレを使う時の注意(既存トイレが使用可能で水が確保できた場合)	18
	トイレを使う時の注意(災害用トイレを使う場合)	19
	トイレの清掃当番がやること	20
5	こころの健康対策	
	こころの健康対策	21
6	災害救助法	
	参考「災害救助法による救助の程度、方法及び機関」早見表	23
7	健康管理	
	嘔吐物の処理方法イラスト	24
	嘔吐物の処理方法	26
	血液の処理方法	29
8	聞き取り	
	聞き取りのルール	31

保健福祉的視点でのトリアージ(判断基準の例)

判断基準は災害規模や被災地の状況で異なるため、参考とする。

ステージ	区分		対象者の具体例
I	医療機関や福祉施設で常に専門的なケアが必要	医療機関へ 医療依存度が高く医療機関への保護が必要	人工呼吸器を装着している人 気管切開等があり吸引等の医療行為が常時必要な人
		福祉施設へ 福祉施設での介護が常に必要	重度の障害者のうち医療ケアが必要でない人 寝たきりで介護が常時必要な人
II	他の被災者と区別して、専門的な対応が必要 (福祉避難所や、環境・体制を整えることで生活可能だが、対応できない場合は専門家の支援やライフラインが整った環境での生活を検討する。)	福祉的な対応が必要 福祉的なニーズが高く介護援助等の継続が必要	日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な要介護高齢者(軽中程度の要介護高齢者等)
			精神障害・発達障害・自閉症等で個別の対応が必要な人
			日常動作や生活面で一部介助や見守りが必要な視力障害者、聴力障害者、身体障害者(軽中等度の障害者等)
		医療的な対応が必要 医療的なニーズが高く医療やケアが必要な人	医療的なケアの継続が必要な人 (在宅酸素、人工透析、インスリン注射等)
			感染症に罹患し集団生活場面からの隔離が必要な人 (インフルエンザ、ノロウイルス等)
			乳幼児、妊産婦等感染症の防御が特に必要な人 親族の死亡、PTSD等で精神的に不安定で個別支援が必要な人(状況に応じて医師の判断により被災地を離れる必要性がある)
III	定期的な専門家の見守りや支援があれば、避難所や在宅避難生活が可能	医療的なニーズ	慢性的な疾患があるが、内服薬の確保ができれば生活が可能 な人
			精神的に不安定さや不眠等の症状はあるが、見守りや傾聴等の支援が必要な人
		福祉的なニーズ	見守りレベルの介護が必要でヘルパーや家族等の支援の確保ができれば、避難所や在宅避難生活が可能 な人
			高齢者のみ世帯等、ライフラインの途絶により、在宅避難生活の継続のために生活物資の確保に支援が必要な人
IV	現状では生活は自立して、避難所や在宅避難生活が可能	保健的なニーズ	骨関節系疾患や立ち座りに支障がある高齢者等生活不活発 病予防のために、椅子の配置や運動の促し等の支援が必要な 人

大規模災害における保健師の活動マニュアル(日本公衆衛生協会・全国保健師長会 2013)を参考に作成

避難所運営のために必要な部屋・場所

レイアウト例 (p. 5) も参考にすること。

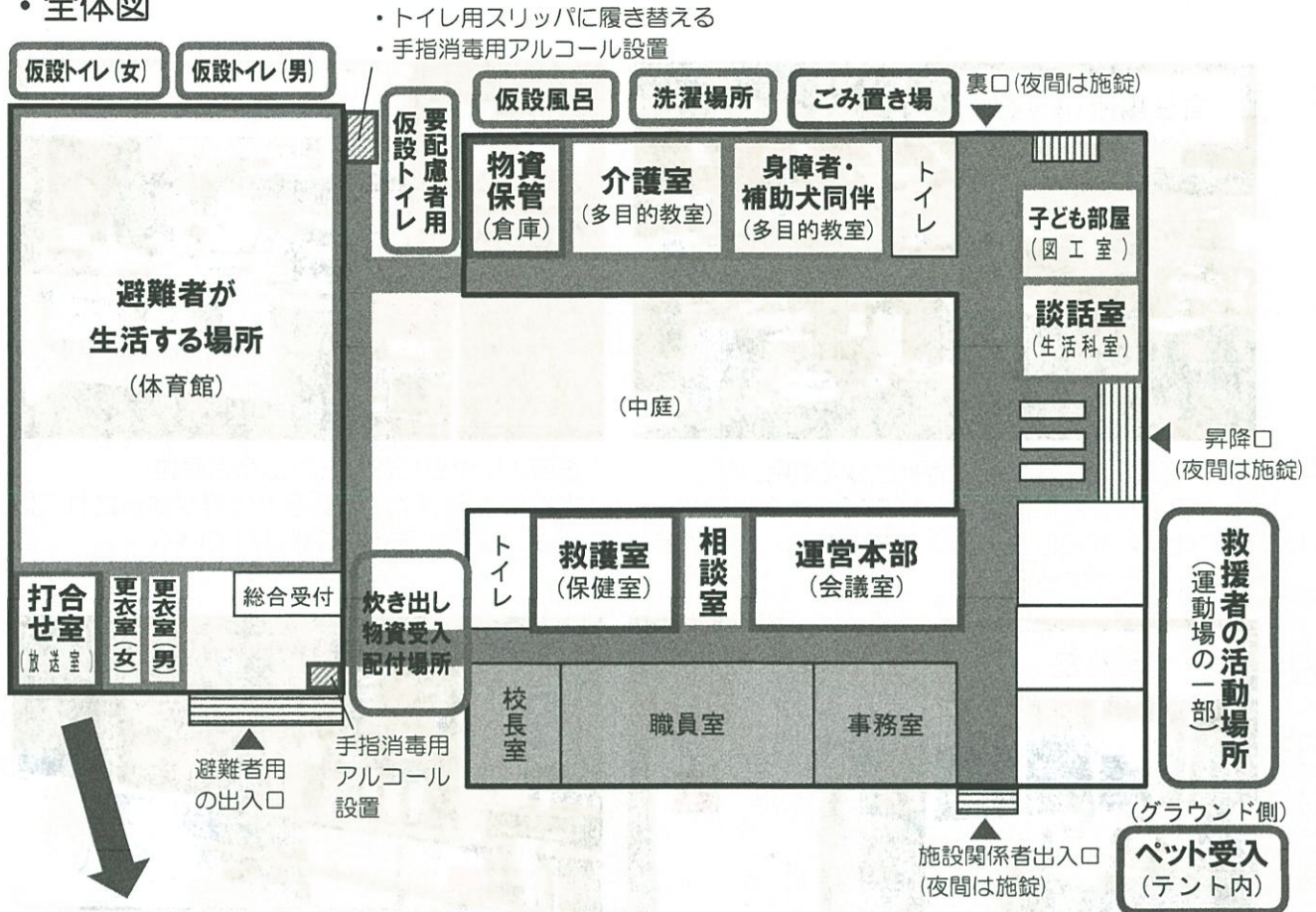
必要な部屋・場所		用途や設置のポイント	必要な設備	
医療・介護	救護室	応急の医療活動を行う。 □保健室や医務室があれば利用	□簡易ベッド □応急救護用の用具	
	介護室	介護が必要な人等が利用。 □運営側の目の届きやすい場所にある部屋を確保 (なければ、間仕切りやテントを利用) □室内に車いすで通行できる通路を確保 □簡易トイレ(洋式)を設置し、まわりを仕切る。 □移動可能な間仕切りは、おむつ換え時に利用	□簡易ベッド □いす □簡易トイレ(洋式) □車いす □おむつ □ふた付ごみ箱 (□間仕切り) (□テント)	
	要配慮者 用トイレ	トイレ使用時に配慮が必要な人が優先的に利用。 □個室での利用を検討する。 □配慮が必要な人の優先的使用を表示する。 □段差なく移動できる場所に、洋式トイレを設置。 (段差がある場合はスロープ等を設置し工夫する) □その他、 災害時のトイレ対策(p. 14) も参照		□組立式タンホールトイレ(洋式) □貯留型組立式トイレ(洋式) □一人用テント □間仕切り □照明(投光機) □トイレットペーパー □消毒用アルコール □ふた付ごみ箱 □手すり □蛇口のあるタンク □流し台 □手荷物置き場 □鏡
		自力での歩行 が困難な人	・出入り口の幅は 90cm 以上とる ・車いすで使える広さの確保 ・手すりがあるとよい	
		目の見えない 人(見えにくい 人)	・見守りによる誘導 ・補助犬と利用できる広さ確保 ・音声案内があるとよい	
		オストメイト(人 工肛門・人工 膀胱保有者)	・ストーマ部位用の流し場 ・補装具・付属品を置く棚 ・下腹部を映す鏡等を設置	
		発達障がい者 (自閉症等)	・感覚の鈍さ等からトイレをがまんし、 順番を守ることができない場合がある。 ・トラブル防止策の検討が必要。 ・嗅覚が過敏で、においのきついトイレ を使用できない場合は、簡易トイレ (ポータブルトイレ)の活用を検討	
身体障害者 補助犬同伴 者用の場所	身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴 者が、補助犬とともに過ごすための部屋や場所。 動物アレルギーのある人等に配慮し、できれば個室 を用意する。		□毛布や敷物 □ペット用シーツ	

必要な部屋・場所	用途や設置のポイント	必要な設備
災害用トイレ (組立式段ボールトイレ、貯留型組立式トイレ等)	既存施設のトイレが使えない場合等に設置。 ☐ 男女別に設置 ☐ 夜も安全に使うことができるよう照明をつける ☐ できれば足腰が弱い人も使えるよう洋式トイレを設置 ☐ その他、 災害時のトイレ対策(p. 14) を参照	☐ 組立式段ボールトイレ(洋式) ☐ 貯留型組立式トイレ(洋式) ☐ 一人用テント ☐ 照明(投光機) ☐ トイレットペーパー ☐ 消毒用アルコール ☐ ふた付ごみ箱
更衣室	着替え等で利用。(テントや間仕切りでの設置も可) ☐ 男女別に設置	(☐ テント) (☐ 間仕切り)
手洗い場	避難所内の衛生環境の維持、防疫対策のため設置。 ☐ 手指消毒用アルコールを設置 ☐ 生活用水が確保後は、蛇口のあるタンクを設置し、流水とせっけんで手洗いできるようにする。 ☐ 使用後の汚水は、可能なら下水管に流す ☐ 感染症予防のためタオルの共用は禁止 	☐ 消毒用アルコール ☐ 蛇口のあるタンク ☐ 流し台(机) ☐ セッケン ☐ バケツ
風呂、洗濯場	生活用水、仮設風呂や洗濯機に設置 ☐ 使用後の汚水は可能なら下水管に流す ☐ プライバシーに配慮した洗濯物干し場を決めておく	(☐ 仮設風呂) (☐ 洗濯機) (☐ 物干し用の道具)
ごみ置き場	避難所で出たごみを一時的に保管する場所。 ☐ 生活場所から離れた場所(臭いに注意) ☐ 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所 ☐ 清掃車が出入りしやすい場所	☐ ごみ袋 ☐ ブルーシート
ペットの受け入れ場所	飼い主とともに避難したペットのための場所。 ☐ アレルギーや感染症予防のため、避難者の生活場所とは別の場所に設置(動線が交わらないよう注意) ☐ 敷地内で屋根のある場所が適当(テントも可) ☐ ペットはケージに入れ、犬、猫等種類ごとに区分して飼育する。 ☐ 常に飼い主の責任で清掃し、清潔に保つ	☐ テント ☐ ペット用ケージ ☐ ペット用シート ☐ 清掃用具

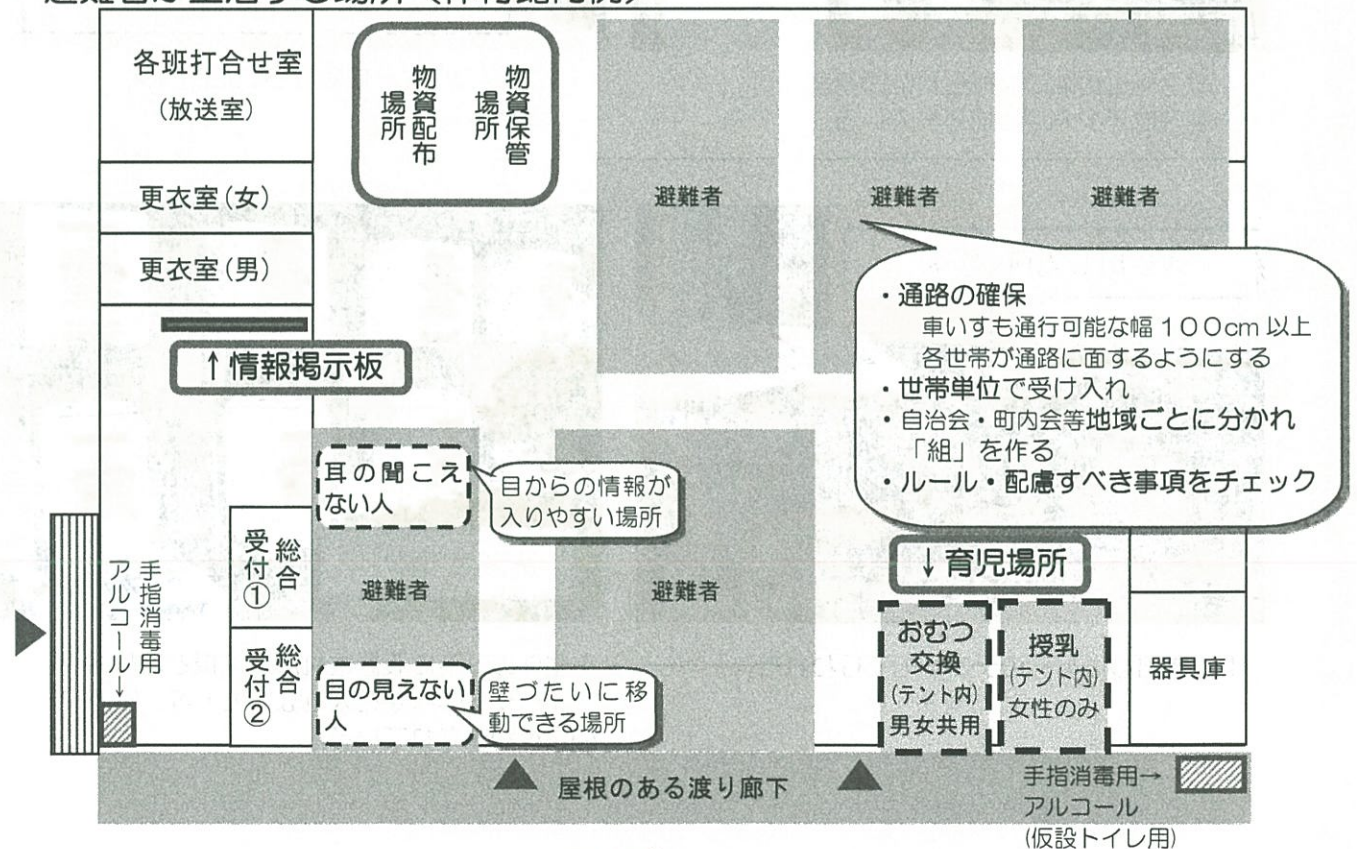
必要な部屋・場所		用途や設置のポイント	必要な設備
食料・物資	荷下ろし・荷捌き場所	運搬された物資等を荷下ろし・荷捌きする場所 □トラック等による物資の搬入がしやすい場所 □風雨を防げるような屋根がある場所	□台車
	保管場所	食料や物資を保管する場所。 □高温・多湿となる場所は避けた屋内の場所 □物資の搬入、搬出がしやすい場所 □施錠可能な場所	□台車
育児・保育ほか	授乳室	女性用の更衣室を兼ね、間仕切りも設置。	□いす □間仕切り
	おむつ交換場所	乳幼児のおむつ交換のための場所。男女共用。 (大人のおむつ交換は、介護室で実施)	□机(おむつ交換台) □おしりふき □ティッシュ □毛布
	子ども部屋	育児や保育(遊び場、勉強部屋)、被災後の子どものこころのケア対策のために利用。 □生活場所とは少し離れた場所に設置 (テレビ等もあればよい) ※児童館や子育て支援センターの活用も検討	□机 □いす (□テレビ) (□ラジオ)
	談話室	人々が集まり交流するための場所。 □生活場所とは少し離れた場所に設置 □湯沸かしポット等があるとよい (テレビ等もあればよい)	□机 □いす □湯沸し用ポット (□テレビ) (□ラジオ)
運営用	避難所運営本部	避難所運営委員会の会議等で利用する。 運営側の休憩室としても利用。 □避難者の生活場所とは別室に設置。	□机 □いす
	総合受付	避難者の受付や相談窓口等を設置する。 □避難所となる施設の入口に設置。 (生活場所とは少し離れた場所がよい)	□机 □いす □筆記用具
	相談室 (兼静養室)	相談対応や、パニックを起こした人が一時的に落ち着くために利用。(パニック対策には本人や家族の同意を得て、個室利用や福祉避難所への移送も検討) □個室に机、いすを設置	□机 □いす
	外部からの救援者用の場所	自衛隊や他の自治体からの派遣職員、ボランティア等外部からの救援者が利用できる場所の設置 □外から出入りしやすい屋外の一部を確保	□テント □机 □いす

レイアウト例(学校施設) ※ 運営者で協議し決めていくことが大切

・全体図



・避難者が生活する場所(体育館内例)



東日本大震災で避難所となった宮城県多賀城市の総合体育館の例 (撮影:被災地支援で派遣された愛知県職員)



居住場所(体育館)

↑ 体育館を被災者の生活場所として使用。
プライバシーに配慮し、腰までの高さの段ボールで仕切りが設けられた。立ち上がると、内部を見渡すことができる。



総合受付(正面入口付近)

↑ 正面入口付近に設けられた総合受付。
本日の予定やイベント等の情報が掲示されているほか、簡易郵便箱も設置されている。



医務室

↑ 総合受付の隣に設けられた医務室。
室内はテントで仕切られている。



キッズスペース(体育館ロビー)

↑ 体育館のロビーに設けられたキッズスペース。



炊き出し場所(屋外)

↑ 炊き出しは屋外のテント内で行われた。



洗濯場(屋外)

↑ 屋外の軒下に設置された洗濯機と乾燥機。
「ペットの衣類を入れないで」等、使用時の注意が書かれている。

避難者の事情に合わせた配慮の方法

※できるところから対応

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
要介護度の高い人	食事、排せつ、衣服の着脱、入浴等、生活上の介助が必要	簡易ベッドやトイレを備えた介護室等	介護用品(紙おむつ等)、衛生用品、毛布、やわらかく暖かい食事等	本人の状態に合わせゆっくり伝える、筆談等	ホームヘルパー、介護福祉士等	・感染症対策 ・医療機関や福祉避難所への連絡 →必要に応じて移送
寝たきりの人等						
自力での歩行が困難な人	移動が困難なため、補助器具や歩行補助等が必要	段差がなく、車いす等で行き来しやすい場所	杖、歩行器、車いす等の補助器具、介護ベッド、洋式のトイレ等	車いすからも見やすい位置に情報を掲示	ホームヘルパー、介護福祉士等	・車いすで利用できる洋式トイレの優先使用
体幹障がい、足が不自由な人等						
内部障がいのある人	補助器具や薬の投与、通院等が必要。 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。(定期的な通院、透析の必要性等)	衛生的な場所	日ごろ服用している薬、使用している装具等 オストメイト ストーマ用装具等 咽頭摘出者 気管孔エプロン、人工喉頭、携帯用会話補助装置等 呼吸器機能障害 酸素ボンベ等 腎臓機能障害 食事への配慮(タンパク質、塩分、カリウムを控える)		医療機関関係者、保健師、関係支援団体等	・感染症対策 ・医療機関や医療機器メーカーへの連絡(器具や薬の確保) →必要に応じて医療機関に移送 オストメイト 装具の洗浄場所を設置したトイレの優先使用
内部障がい: 心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能等の障害で、種別により様々な器具や薬を使用						
難病の人	ストレスや疲労での症状悪化や、定期的な通院が必要な点等共通する。 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。	衛生的で段差等のない場所、防寒・避暑対策をする等	日ごろ服用している薬、使用している支援機器等(本人や家族に確認)	本人の状態に合わせる(ゆっくり伝える、筆談等)	医療機関関係者、保健師、関係支援団体等	・感染症対策 ・医療機関や医療機器メーカーへの連絡(器具や薬の確保) →必要に応じて医療機関に移送
治療方法が未確立で、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病をもつ人。さまざまな疾患があり、人それぞれ状態が異なる。						

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
アレルギーのある人	環境の変化で悪化する人もいる。生命に関わる重い発作に注意が必要。見た目ではわかりにくい場合もある。	アレルギー発作の原因になる環境を避けた、衛生的な場所	日頃服用している薬、使用している補助具等 食物アレルギー アレルギー対応の食品や、原因となる食物を除いた食事(調味料等にも注意。炊き出しでは個別に調理)	食物アレルギー 食事の材料や調味料等の成分を表示した献立表の掲示	医療機関関係者、保健師等	必要に応じて医療機関に移送 周囲の理解 ぜんそく ほこり、煙、強いにおい等が発作の引き金 アトピー シャワーや入浴で清潔を保つ
ぜんそく アトピー性皮膚炎 食物アレルギー						
目の見えない人 (見えにくい人)	視覚による情報収集や状況把握が困難なので、音声による情報伝達が必要	壁伝いに移動可能な位置で段差のない場所	白杖、点字器、携帯ラジオ、携帯電話、音声出力装置、ルーペや拡大鏡等	音声、点字、指点字、音声出力装置	ガイドヘルパー、視覚障害者団体等	視覚障害者団体への連絡 必要に応じて医療機関等に連絡 必要に応じて「支援が必要」である旨を表示(ビブスの着用等も)
耳の聞こえない人(聞こえにくい人)	音による情報収集や状況把握が困難なので、視覚による情報伝達が必要 見た目ではわかりにくい方もある	情報掲示坂の付近当、目から情報が入りやすい場所	補聴器・補聴器用の電池、筆談用のメモ用紙・筆記用具、携帯電話、ファックス、テレビ(文字放送・字幕放送) 暗い場所でも対応できるようライト等	情報掲示板、手話、筆談、要約筆記、メール、文字放送等	手話通訳者、要約筆記者、視覚障害者団体等	視覚障害者団体への連絡 本人の希望に応じて「支援が必要」である旨を表示(ビブスの着用等も)
身体障がい者 補助犬を連れてきた人	補助犬同伴の受入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている。	補助犬同伴で受け入れる。ただし、アレルギー等に配慮し別室の確保を検討	補助犬用には、ドッグフード、ベットシート等飼育管理のために必要なもの(本人については別の当該項目を参照)	本人については別の当該項目を参照	補助犬関係団体等(本人については別の当該項目を参照)	補助犬関係団体へ連絡(本人については別の当該項目を参照)
補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のこと						

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
知的障がいのある人	環境の変化が苦手なこともある。自分の状況を説明できない人が多い。個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法等を確認する。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室等)へ移動できれば、当初から別室対応	携帯電話、自宅住所や連絡先の書かれた身分証等	絵や図、メモ等使い、具体的、ゆっくり、やさしく、なるべく肯定的な表現で伝える	知的障がい者や施設特別支援学校関係者、保健師等	本人が通う施設や特別支援学校へ連絡 トイレ利用時に介助者をつける等配慮が必要な場合もある
発達障がい(自閉症等)の人	環境の変化で不安になりやすい。困っていることを説明できない。集団行動が苦手な人が多い。個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法等を確認する。	居場所を示し、間仕切り等を設置 パニックになったら落ち着ける場所(静養室等)へ移動できれば、当初から別室対応	感覚過敏で特定のものしか食べられない人、食べ物の温度にこだわりのある人、重度の嚥下障害でペースト食が必要な人もいる。 配給の列に並べないことがある。 個別対応が必要。	*例:「あっちへ行ってはだめ」ではなく「ここに居よう」と場所を示す	保健師等	けがや病気に注意(痛みがわからない) 医療機関等に連絡(薬の確保等) トイレ混雑時の利用方法(割り込みの許可等)を検討 (p.2 要配慮者用トイレを参照)
精神疾患のある人	適切な治療と服薬が必要。環境の変化が苦手な人もいる。見た目ではわかりにくく、自ら言い出しにくい。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室等)へ移動できれば、当初から別室対応	日頃服用している薬等	本人の状態に合わせゆっくり伝える	保健師、精神保健福祉相談員等	医療機関等に連絡(薬の確保等)

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
妊産婦	自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要	衛生的で段差等のない場所、防寒・避暑対策をする	日頃服用している薬、妊婦用の衣類・下着、毛布、妊婦向け食料、衛生用品等	-	助産師、医療機関関係者、保健師等	洋式トイレの優先使用、感染症対策必要に応じて医療機関に連絡
乳幼児・子ども ※部屋の確保として児童館の活用検討	災害時には、風邪等の疾患にかかりやすい子どもや、赤ちゃんがえりする子どもも多い	衛生的な場所で防寒・避暑対策をし、子どもが騒いでもよい環境	紙おむつ、粉ミルク(アレルギー対応含む)、ミルク調整用の水、哺乳瓶、離乳食、おしりふき等の衛生用品、日ごろ服用している薬等	保護者への伝達 絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉でやさしく、伝える。	保育士、児童厚生員、保健師等	授乳室や子どもが遊べる部屋の確保、感染症対策、子どもの特性に合わせたメンタルケア
女性 ※避難所運営のキーマン	避難所利用者の約半数を占めるが、運営への意見が反映されないこともある	-	女性用の衣類・下着、生理用品、暴力から身を守るための防犯ブザーやホイッスル等	-	-	運営への参画呼び掛け、暴力防止、防犯対策、トイレや更衣室等を男女別にする
外国人	日本語の理解力により、情報収集が困難なので、多言語等による情報支援が必要	宗教によっては礼拝する場所の検討	災害や緊急時の多言語情報(愛知県国際交流会の多言語翻訳システム) 文化や宗教の違いにより食べられないものがあるので注意。	絵や図・実物を示し、わかりやすく短い言葉(ひらがな・カタカナ・ローマ字)で、ゆっくり伝える	通訳ボランティア、通訳者等	日本語が理解できる人には、運営に協力してもらう。文化や風習、宗教による生活習慣の違いがある。
文化・宗教上の理由で食べられないものがある人	見た目ではわからない場合もあるので、事前に食べられないものの確認が必要。	-	特定の食物を除いた食事(調味料等にも注意)	食事の材料や調味料等の成分を表示した献立表を多言語で掲示	通訳ボランティア、通訳者等	-

区分	対応等
けがや病気の 人	・ 救護室等の衛生的な場所で、安静に過ごせるよう配慮し、防寒・避暑対策も考慮する。 ・ 病気が感染症の場合は、個室に移動させ、医師等の派遣を依頼する。 ・ 必要に応じて近隣の医療機関に移送する。
車やテントでの 生活を希望す る人 (避難所敷地 内)	・ 目が届きにくく、情報伝達にも工夫が必要。 ・ エコノミークラス症候群等の心配もあるため、なるべく避難所の建物内へ移動するよう勧める。 ・ やむを得ず車内等の狭い場所で寝泊まりしなければならない人がいる場合は、エコノミークラス症候群の防止や排気ガスによる一酸化炭素中毒等を防ぐため エコノミークラス症候群を予防しましょう(リーフレット集 p. 3)等を配布して注意を呼びかける。
避難所以外の 場所に滞在す る被災者 <u>※本市の避難所運営 マニュアルでは、当 該被災者を対象とし ていない</u>	・ 市域がコンパクトな本市においては、市内各地の避難所以外の場所に避難者が集まることは、支援活動が分散化して支援の手が行き届かず、かえって復旧が遅れるおそれがあります。 そのため当該被災者に対して、避難所及び避難所敷地内での避難者となるよう移動させる。
帰宅困難者 <u>※本市の場合は、受 け入れ人数は少人数</u>	・ 本市の場合、名鉄瀬戸線利用者の名古屋方面への帰宅困難者が想定されます。自宅までの距離が遠く帰宅を断念した人や、帰宅経路の安全が確認されるまでの間、一時的に滞在する場所を必要とする帰宅困難者等の受入れについては、名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との協定に基づき、大学施設への誘導及び施設内での受け入れに配慮する。 ・ 小中学校の避難所での受け入れについては、帰宅困難者が長期滞在することは考えにくいいため、特に帰宅困難者に対する対応は考慮しない。

避難者の事情に配慮にした広報の例

避難者全員に伝える必要がある情報は、できる限り簡潔にまとめ、難しい表現や用語をさけ、ひらがなにしたり、絵や図を利用したりしてわかりやすい表現となるよう工夫する。

＜配慮の例＞

目の見えない人 (見えにくい人)	・音声による広報 ・点字の活用 ・サインペン、マジック等で大きくはっきり書く ・トイレまでの案内用のロープの設置 ・トイレの構造や使い方を音声で案内する 等
耳の聞こえない人 (聞こえにくい人)	・通知分として掲示、及び個別配布による広報 ・筆談 ・メール等の活用 ・手話通訳者の派遣依頼 ・要約筆記者の派遣依頼 ・テレビが設置できれば(文字放送・字幕放送が可能なもの) ・光による伝達(呼び出しの際ランプを点滅させる) 等
外国人	・避難者から通訳者を募る ・絵や図、やさしい日本語の使用 ・通訳者の派遣依頼 等

＜様々な広報手段＞

音声による広報	館内放送、屋外スピーカー、拡声器・メガホン等
掲示による広報	情報掲示板への掲示、避難所の入り口、敷地内の掲示板への掲示等
個別配布	ちらし等を作成し、各組や各世帯、全員に配布する 等
個別に声をかける	情報伝達の支援者を募り伝えてもらう 自宅への個別訪問等
メール等を活用	メール、SNS、インターネットの活用 等
翻訳・通訳	筆談、絵や図の活用、外国語、手話、点字等への変換 等

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられない物

1 原材料の表示

(1) 標示する物

- 食物アレルギー（食品衛生法関連法令より） 27品目の表示

必ず表示	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
なるべく表示	いくら、キウイフルーツ、クルミ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、リンゴ、マツタケ、アワビ、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

対象者の家族が責任者となり対象物が含まれていないか確認をしてもらう

- 宗教上の理由等への対応

宗教上の理由等による食べ物の禁忌は、アレルギーと同様の取り扱いが必要

（多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル（国土交通省総合政策局観光事業課）より）

ベジタリアン	肉全般、魚介全般、卵、一部の乳製品、一部の根菜、球根類等地中の野菜、一部の五 ^ご 蔵（ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
イスラム教徒	豚、アルコール、血液、宗教上の適切な処理が施されていない肉、うなぎ、いか、たこ、貝類、漬物等の発酵食品 ＜ハラル（HALCAL）＞ ハラルとは、イスラムの教えで許された健全な商品や活動（サービス）全般のこと。ハラル認証  を受けた食品もある。
仏教徒	一部の肉、一部の牛肉、一部の五蔵（ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
キリスト教徒	一部の肉、一部のアルコール類、コーヒー、紅茶、お茶、たばこ
ユダヤ教	豚、血液、いか、たこ、えび、かに、ウナギ、貝類、ウサギ、馬、宗教上の適切な処理が施されていない肉、乳製品と肉料理の組み合わせ等

(2) 標示のしかた

- 加工食品、調味料、だし汁等の原材料にも注意
- 各食材の原材料表示部分を切り取り掲示する。（炊き出しの時）

2 調理時の工夫や注意点（炊き出しの時掲示する）

個別に対応が必要な人の家族に対し、調理場の一部を開放し、自分たちで作ってもらう。

家族以外の人を作る場合は・・・・・・

- 調理の手順を決め、複数人で確認をする。
- 調理台、食器を分ける。（食器は色で分けておく）
- 鍋やフライパン等の調理器具や食器、エプロンを使いまわさない。
- 和え物等はアレルギー抜きものを先に作り、取り分けておく。

災害時のトイレ対策(トイレマニュアル)

1 既存の施設のトイレをチェック

- ☐ 室内が安全な状態ではない
(落下物等の危険がある)
- ☐ 便器が使用可能な状態ではない
(便座やタンク等が破損している)

1つでも☑があれば、
**施設内の既存トイレ
は使用しない！**

→貯留型組立て式トイレ、
組立式段ボールトイレ設置

- ☐ 下水を流してはいけない
 - ・施設内の排水管が損傷している
(詰まっている)
 - ・汚水マス等から汚水があふれる
 - ・汚水本管が損傷している

☑であれば、貯留型組立て
式トイレ、組立式段ボール
トイレを設置

→救援物資として、災害用仮
設トイレが設置されること
も想定しておく。

- ☐ 水(上水)が出ない。
または断水している

☑なら、2へ

すべての項目でチェックがなければ(上下水道の使用上、安全が確認できたものとして)施設内のトイレの使用が可能

2 水の確保

- ☐ 井戸水やプール等の水源が確保でき、
トイレの水(流し用)として
使用できる。

※水が確保できない場合
貯留型組立て式トイレ、組立
式段ボールトイレを設置し
て対応する。

既設の施設トイレの使用が可能で、かつ、下水を流すことに支障がない場合、
水が確保できれば、バケツ、ペットボトル等に汲み置きして施設のトイレを
使用する。(使用の際は、後記「トイレを使うときの注意」を掲示)

3 トイレの設置

(1) 備蓄資材としてのトイレの使用方法

ア 貯留型組立て式トイレ

- ・現在、校区防災倉庫に2基（和式1基、洋式1基）保有している。
- ・運営委員や避難者等が協力してトイレを設置する。
- ・設置場所については、運営委員会で決められた場所へ移動させる。
- ・トイレトーパーやペットボトルの水等を備える。

イ 組立式段ボールトイレ

- ・現在、校区防災倉庫に15箱ほど保有している。
- ・運営委員や避難者等協力してトイレを設置する。
- ・設置場所については、運営委員会で決められた場所へ移動させる。
- ・トイレにビニール袋を付け、使用後、凝固材により固形物とする。
- ・使用のたびにビニール袋を密封し、さらに大きな袋（ごみ指定袋等）にまとめ、密封し、施設内の決められた集積場へ運搬する。
- ・トイレトーパー等を備える。

(2) トイレの数

- ・以下の参考を例に、トイレの数の設置目標数に向け確保に努める。
- ・設置目標数の確保に向けては、「組立式段ボール」や救援物資として届くと思われる、「災害用仮設トイレ」で補充に努める。
- ・避難所への避難者数によって設置目標数は異なることになる。

【参考】

区分	設置目標数の例	参考・出展
災害時の事例 (阪神・淡路大震災)	約75人に1基 (上記の数を設置したところ、苦情がほとんどなくなったといわれている。)	避難所等におけるトイレ対策の手引き(H26.4) 兵庫県、避難所等におけるトイレ対策検討会
一般的なトイレの設置基準 (事務所の例)	男性用大便所：60人以内ごとに1個以上 男性用小便器：30人以内ごとに1個以上 女性用便所：20人以内に1個以上	事務所衛生基準規則

※なお、平成28年度より順次整備を進めているマンホールトイレについては、約75人に1基として設計されている。

(3) 男女別に分ける

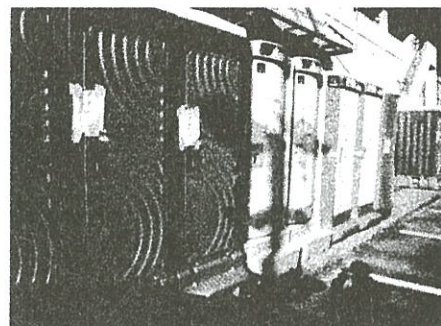
- ・男女別に区分けし、男性、女性のマークをつけて表示する。
- ・女性用にはサニタリーボックス(ふた付きごみ箱)を設置する。
- ・女性用のトイレの数を多めに設置する。

(4) 要配慮者用トイレの設置

- ・ 避難所運営のために必要な部屋・場所 (p. 2～) の「要配慮者用トイレ」欄を参考に、トイレの使用で配慮が必要な人専用のトイレを設置する。
- ・ マーク等を活用し、要配慮者が優先使用することを明確に表示する。

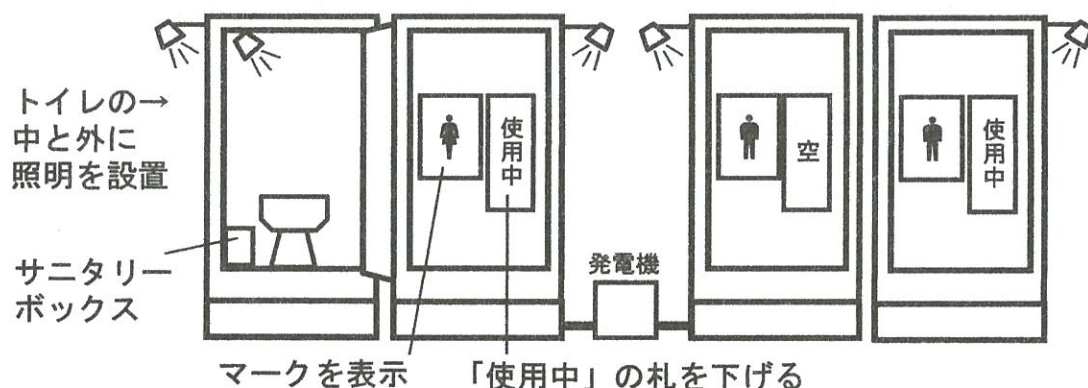
(5) その他

- ・ 安全面を考慮し、人目につきやすい場所に設置する。
- ・ 夜間でも使用できるようトイレの内外に照明を設置する。
- ・ 照明については、キャンプに使用するランプ等も有効。
- ・ 屋外設置は雨対策として軒下等の屋根がある場所を優先して選定する。
- ・ 「使用中」の札を下げる。
- ・ 既存の備蓄資機材として不足することが考えられるため、災害対策本部へ物資要請を行う。



避難所に設置された仮設トイレ
(東日本大震災：宮城県多賀城市の総合体育館)

< 救援物資として届くとされる、「災害用仮設トイレ」設置例 >



4 トイレの衛生対策

(1) トイレトペーパーや生理用品、おむつの捨て方

- ・ し尿処理量を減らし、流す水を節約するため、使用済みのトイレトペーパーや生理用品、おむつは、専用のふた付きごみ箱に入れる。
- ・ ごみは定期的に処分する。



(2) トイレ後の手洗い

- ・避難所内で感染症を広げないように、トイレ使用後の手洗いを徹底する。
- ・生活用水として使用できる水がある場合は、蛇口つきタンクを活用し、簡易手洗い場を設置する。
- ・水がない場合は、ウェットティッシュや手指消毒用アルコールを使用する。

(3) トイレ用の履物

- ・トイレの汚染を避難者の生活場所に持ち込まないように、「トイレ用スリッパ」等を使用し、トイレの内外で履物を区別する。

(4) トイレの清掃

- ・トイレの清掃は、避難者自身（組ごとの当番制）が毎日実施する。

(5) し尿汚物の保管、管理

- ・「貯留型組立て式トイレ」、及び「災害用仮設トイレ」のし尿汚物は、定期的に汲み取り回収するよう、災害対策本部へ収集業者の手配を要請する。
- ・組立式段ボールトイレ（ビニール袋内で凝固材により固形物化し密封）のし尿汚物は、さらに大きな袋（ごみ指定袋等）にまとめ密封し、避難者の生活場所から離れた集積場所（運営委員会で決められた場所）で保管、管理する。

トイレを使うときの注意

既存トイレが使用可能で水が確保できた場合

- トイレトーパーは便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。トイレに流すと詰まる原因になります。
捨てた後は、ゴミ箱にふたを必ず閉めてください。
ふた付きでない場合は、工夫してふたを備えてください。
- トイレを使ったら、バケツ等の水（流し用）で流してください。節水を心がけましょう。
- バケツ等の水（流し用）は、皆さんで協力して、水を補充しましょう。
- バケツ等の水（流し用）は、手洗いには使わないでください。
手洗いは、手洗い場に備え付けた水（手洗い用）や手指消毒用アルコールを使ってください。
- みんなが使うトイレなので、きれいに使いましょう。
- トイレの掃除は、避難者全員が、当番で行います。
組ごとの当番表を確認し、協力して行いましょう。

トイレを使うときの注意

貯留型組立式トイレ、災害用仮設トイレ等の汲み取りが必要なトイレ等を使う場合

- トイレを使う前に、「ノック」や「声かけ」等して中に人がいないか確かめてから入りましょう。
- トイレには、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- 洋式トイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方等が優先的に使えるように、みなさんで配慮しましょう。
- みなさんが使うトイレなので、きれいに使いましょう。
- 排せつ物がたまってきたら、気付いた人が総合受付に連絡してください。
(市災害対策本部に、収集業者の汲み取りを要請します。)

トイレの清掃当番がやること

装備

マスク、手袋、前掛け等 (使い捨てできるものを利用)

掃除 道具

ぞうきん、バケツ、洗剤、ビニール袋、ゴミ袋、新聞紙等のいらぬ紙
ゴム手袋、デッキタワシ、ホース、マスク、ふた付きゴミ箱、ほうき、
ちり取り、長靴、トレイ(靴底消毒用)
消毒液(水 1L に台所用塩素系漂白剤 24ml(キャップ 1 杯)を混ぜる)等

① 入口のドアや窓を開けて、換気する

② 汚物をふき取る

- ・ 汚物は新聞紙等で包んで取り、ビニール袋に入れる。
- ・ 汚物を入れたビニール袋に消毒液を入れて密封し、さらにゴミ指定袋を密封する。

③ 高いところから順番に、拭き掃除をする

④ 床掃除をする

⑤ 個室内や便器の掃除をする

- ・ 消毒液で濡らした雑巾等で、汚れの少ない場所から順に拭く。
- ・ 詰まり以外の原因で流れていない汚物があれば、バケツ等の水で流す。
- ・ 水が流れる場合は塩素系洗剤を便器内にかけて、数分後に水で流す。

⑥ 人の手が触れる部分の掃除をする

- ・ 便座、ドアノブ、手すり、水洗レバー等人の手が触れる部分を、消毒液で濡らした雑巾等で拭く。
- ・ 手洗い場の水アカ等をふき取る。

⑦ 消耗品の補充

- ・ 掃除用の手袋を外側が内側になるように外し、ゴミ袋を入れる。
- ・ トイレットペーパー、消臭剤、手指消毒用アルコール等を補充・設置する。

後片付け

- ① マスク、手袋、前掛け等着用していたものをゴミ袋に入れ、トイレから出たゴミと同じ場所に置く。
- ② 泥落としマット等で靴の汚れを落とし、消毒液をしみこませたマットで靴の裏を消毒する。
- ③ 石鹸で1分間、よく手を洗う。(指先、指の間、親指のまわり、手首等を念入りに)水がない場合は手指消毒用アルコールを使う。

トイレから出たごみの処理

衛生・安全のため、袋を二重にする等して持ち運び、他のゴミと混ざらないように注意する。
(トイレ用のごみ集積場は予め決め、運営委員会で決定しておく。)

こころの健康対策

悲惨な体験された後には、心身に思いがけない様々な変化が起こるものです。

このような変化の全てを病的なものとして捉える必要はなく、身体的な健康管理と同時に、安全、安心、安眠と栄養が確保されるよう、支援を行うことが望ましい姿です。

1 被災者のこころのケア

(1) 災害時の心的反応プロセス

被災者に起こる変化は、態度、しぐさ、表情、口調等からわかるものや、実際に面談して明らかになるものまで多様であること、また、災害によって引き起こされた様々な被害や影響がもたらすものには個人差があることに注意が必要です。

初期 (発災後一ヶ月まで)	不安	態度が落ち着かない、じっとできない、怖がる、おびえる、ふるえ、動悸
	取り乱し	話がまとまらない、行動がちぐはぐ、興奮している、涙もろい
	茫然自失	ぼんやりしている、無反応、記憶があいまい
	睡眠障害	寝付けない、眠りが浅い、すぐ目が覚めてしまう
中長期 (発災後一ヶ月以降)	緊張状態が続く(過覚醒)	常に警戒した態度をとる、些細な物音や気配にハッとする
	過去に経験したことを思い出す(想起)	悲惨な情景をたびたびありありと思い出す、涙を流す 悲惨な情景を夢に見る
	回避、麻痺	災害を連想させる場所・もの・人・話題を避けようとする 感情がわからず何事にも興味が持てない
	気分の落ち込み(抑うつ)	憂鬱な気分、絶望感、無力感、孤独感、自分を責める
	その他	睡眠障害、アルコール摂取量が増加、他者を責める 等

(2) 対応・配慮

- ・被災者は、自発的に支援を求めることが少ないことを知っておく。
- ・話したい人がいれば共感をもって聴き、無理やり話をさせることはしない。
(話を聴く場所は、プライバシーを配慮した部屋(相談室等)とする。)
- ・被災体験を聴くよりも、日常生活での支障や困っていることを聴き、支援することが望ましい。
- ・医師や保健師、精神保健福祉相談員に相談し、**災害のあとの気持ちの変化(リーフレット 集 p. 15, 16)**等を活用しながら声かけをする。

大規模災害における保健師の活動マニュアル(日本公衆衛生協会・全国保健師長会 2013)を参考に作成

2 支援者（避難所運営側）のこころのケア

被災者を支援する人は、自分自身の健康問題を自覚しにくい上、その使命感のために休息や治療がおろそかになりやすい。支援者には、被災者とは異なるストレスが生じていることを認識し、十分な健康管理を行う必要がある。

（１）支援者のストレスの要因

- ・ 自分自身や家族、知人等身近な人も被災者である場合、特に身近な人よりも他者の支援を優先することが、心理的な緊張や疲労感をもたらす。
- ・ 不眠不休で活動する等、災害直後の業務形態が慢性化してしまう。
- ・ 自身の使命感と、物資や資機材の不足等現実の制約との間で葛藤を生じやすい。
- ・ 被災者から、怒りや不安等の感情を向けられることがある。
- ・ 被害現場を目撃することでトラウマ反応を生じる。

（２）支援者のストレス症状のチェック

下記のいくつかに当てはまると、大きなストレスを抱えている可能性がある。

☐ 疲れているのに、夜よく眠れない	☐ いつもより食欲がない
☐ 動悸、胸痛、胸苦しさを感ずる	☐ 物事に集中できない
☐ 涙もろくなる	☐ 身体が動かない
☐ イライラする	☐ 朝起きるのがつらい
☐ 酒の量が増えた	☐ 無力感を感じる
☐ 強い罪悪感を持つ	☐ 自分の身だしなみに関心が持てない
☐ 人と口論することが多くなった	

（３）支援者のセルフケアのための留意点

活動しすぎない	・ 自分の限度をわきまえて、活動のペースを調整する。 ・ 現場に長時間留まったり、1日にあまりに多くの被災者と関わったりしないよう「仕事を人に任せる」「断る」等する。
ストレスに気付く	「（２）支援者のストレス症状チェック」等を実施して自分の健康管理し、ストレスの兆候に早めに気づくようにする。
ストレス解消に努める	・ リラクゼーションや身体的ケア、気分転換、仕事以外の仲間（家族、友人等）との交流等でストレスの解消に努める。 ・ ストレスや疲労解消のための食物や医薬品の過剰摂取は避ける。（カフェインもかえって不安を増強させることがあるので注意。）
孤立を防ぐ	・ 活動は1人で活動しない。最低2人で活動する。 ・ 自分の体験を仲間と話し合い、アドバイスを受ける機会を定期的に設ける。
考え方を工夫する	・ 自分の行動をポジティブに評価し、ネガティブな考えは避ける。 ・ セルフケアを阻害する態度（休憩を取るなんて自分勝手だ、みんな一日中働いており、私もしなければいけない等）を避ける。

災害時の心のケア活動の手引き（愛知県健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室 H25. 3）を参考に作成

参考「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 (1人1日当たり) 円以内 (加算額) 冬期 別に定める額	災害発生の日から7日以内※	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物等の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 (1戸あたり) 平均 m ² (坪) を基準とする。 2 限度額 (1戸当り) 円以内	災害発生の日から20日以内 着工 但し内閣府の承認により着工期間の延長あり	1 基準面積は平均1戸当り29.7m ² であればよい。また実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2 供与期間 2年以内 3 県外からの輸送費は別枠
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に避難している者 2 全半壊 (焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日 (3食) 当り 円以内	災害発生の日から7日以内※	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内※	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊 (焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季 (4月～9月)、冬期 (10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 円以内	災害発生の日から10日以内に完了※	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	救護班が使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕等の実費	災害発生の日から14日以内※	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	救護班が、使用した衛生材料等の実費	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊 (焼) し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り 円以内	災害発生の日から1カ月以内に完了	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。

※但し内閣府の承認により期間延長あり

嘔吐物の処理方法

嘔吐物の処理の準備



・汚染場所には人が近づかないように
しましょう！(立て札があれば区切って
おく)
・空を聞ける箸交換をしましょう

使い捨て手袋(2枚着用)
マスク ガウン(エプロン)
を着用する。

準備物
消毒薬以外の物(劣化しな
い物)はセットして保管して
おく

次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)

新聞紙
(拭き取り用)

使い捨てのガウン

専用バケツ

ペーパータオル
(拭き取り用)

へら

マスク

ゴミ袋

使い捨て手袋

添付様式6-1(7)

排泄物の処理

1	ビニール袋(回収用) は口を開けておく	2	嘔吐物を新聞紙など で覆う(広めに覆う)	3	次亜塩素酸ナトリウ ム(0.1%)を新聞の 上からかける	4	ペーパータオル(新聞 紙)を外側から内側に むけて、ふき取り面を 折り込みながら静か にきれいにふき取る	5	へらなどを使って、嘔 吐物を取りきる 外側から内側に向か い、ふき取る	6	ふき取りに使用した ペーパータオル(新聞 紙)等を一次回収袋 に入れる
7	手袋(二重にした外 側)を一次回収袋に 入れる	8	一次回収袋の中に、 次亜鉛素酸ナトリウ ム(0.1%)を入れる	9	一次回収袋を結ぶ	10	10分間放置 →17へ	11	片方の手袋(内側)を 脱ぎ、二次回収袋に入 れる	12	他方の手袋(内側)を つけた手で一次回収 袋をもち、二次回収 袋の中に入れる



13

他方の手袋をはずし、二次回収袋に入れる



14

ガウン(エプロン)を脱ぎ、二次回収袋に入れる



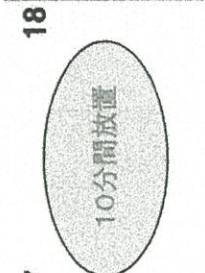
15

マスクをはずし、二次回収袋に入れる



16

二次回収袋の内側に触れないよう、袋をしめる



17

10分間放置



18

エプロン、手袋、マスクを装着して、新聞紙を回収袋に入れる
↓
消毒をした床の水ぶきをする



19

手袋、ガウン、マスクを外し、袋をしめる



20

手洗いをする

処理時とその後は、部屋の窓を大きく開けるなどして換気しましょう。
手袋をはずした後は、しっかりと手洗いを！

嘔吐物の処理方法

	手順	根拠	備考
1	作業前の準備 必要物品をそろえる 使い捨て手袋 ガウン(エプロン) マスク ふき取るための布(清拭タオル)やペーパータオル(新聞紙) 次亜塩素酸ナトリウム(0.1%) 専用バケツ、ビニール袋2セット(一次回収容と二次回収用)	日頃から準備しておき早期対応を行い感染源の拡大を防ぐ	
2	取物の処理 ① 汚染場所には人が近づかないようにし、迅速かつ的確に処理を行う	早期対応を行い感染源の拡大を防ぐ(吐物の乾燥を防ぐ)	
	② 使い捨て手袋(2枚着用) マスク、ガウン(エプロン)を着用する	吐物からの感染の予防	
	③ ビニール袋(回収用)は口を開けておく	ビニール袋の外側の汚染を防ぐ	
	④ 新聞紙をかぶせ、その上から次亜塩素酸ナトリウム0.1%を注ぐ	嘔吐物の飛散防止と消毒 汚染部分を広げないため外側から内側に行う	同一面でこすると汚染が広がるので注意
	⑤ ペーパータオル(新聞紙)を外側から内側にむけて、ふき取り面を織り込みながら静かにきれいにふき取る		
	⑥ ヘラ等を使って、嘔吐物を取りきる。 外側から内側に向かい、ふき取る	汚染部分を広げないため外側から内側に行う	同一面でこすると汚染が広がるので注意

	⑦ ふき取りに使用したペーパータオル(新聞紙)等を一時回収袋に入れる		ビニールの外側に汚染物が降れないように注意
	⑧ 手袋(二重にした外側)を一次回収袋に入れる		内側の手袋に触れないように注意
	⑨ 一次回収袋の中に、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)を入れる	汚染物の消毒	
	⑩ 一次回収袋を結ぶ		
3	床の消毒 ペーパータオル(新聞紙)を嘔吐物のあった周囲にかぶせ、次亜塩素酸ナトリウム 0.1%をひたす	床の消毒	
4	防護用具と回収袋の処理 ① 片方の手袋(内側)を脱ぎ、二次回収袋に入れる		二次回収袋の外側に触れないように注意する
	② 他方の手袋(内側)をつけた手で一次回収袋を持ち、二次回収袋の中に入れる		素手になった手は、二次回収袋の外側を持つようにし、袋の内側に触れないこと
	③ 他方の手袋をはずし、二次回収袋に入れる		
	④ ガウン(エプロン)を脱ぎ、二次回収袋に入れる		
	⑤ マスクをはずし、二次回収袋に入れる		
	⑥ 二次回収袋の内側に触れないよう、袋をしめる		
	⑦ 手指衛生を行い、床の消毒をする為 10 分間放置する。(汚染場所には人が入らないように		

	見守りや立て札等をしておく)		
5	床の清掃 ① ガウン、マスク、手袋を装着する	飛散防止と消毒	人が近づかないように注意する
	② ペーパータオル(新聞紙)を回収袋に入れる		袋の外側に触れないように注意すること
	③ 消毒した床の水拭きをする	床の色が変わるのを防ぐ	
	④ 手袋、ガウン、マスクを外し回収袋に入れ、回収袋を閉める		
6	手袋をはずした後の処置 手洗いをする うがいをする	手袋は汗、ピンホールなどで万全とは言えない	

「処理した」の安心は禁物

感染者の突発的な嘔吐は、予想以上の広範囲に広がり、わずかの処理しきれなかった飛沫にも多数のウイルスが含まれています。処理した後も、しばらくは汚染拡大防止策を行うことが重要です。

嘔吐物等で汚染された場所はしばらくの間立入禁止とし、消毒を継続し、感染拡大リスクを軽減させる努力が必要です。

血液の処理方法

	手順	根拠	備考
1	作業前の準備 必要物品をそろえる 使い捨て手袋、ガウン(エプロン) マスク、ゴーグル(フェースシールド)、ビニール袋(回収用) 非抗菌性石鹸	日頃から準備をしておき早期対応を行い感染の拡大を防ぐ	
2	止血の処置 ① 患者の出血の状態を確認し血液が飛散する状態かどうかを確認する		
	② 飛散する恐れがない場合 使い捨て手袋(2枚着用) マスク ガウン(エプロン)を着用する		
	③ 飛散する恐れがある場合 上記の装備に加えゴーグル(フェースシールド)を着用する		
	④ ビニール袋(回収用)は口を開けておく	ビニール袋の外側の汚染を防ぐ	
	⑤ 傷口が汚れている場合は水道水にて汚れを落とし、傷口を消毒した後止血を行う	細菌が入り化膿するため	
	⑥ 処置した時に出た血の付いた処置ごみをビニール袋に入れる		
	⑦ 手袋(二重にした外側)をビニール袋に入れる		
3	防護用具と回収袋の処理 ① 片方の手袋(内側)を外し、回収袋に入れる		

	② 他方の手袋を外し、回収袋に入れる		素手になった手は回収袋の外側を持つようにし、袋の内側に触れないこと
	③ ガウン(エプロン)を脱ぎ、回収袋に入れる		
	④ マスクを外し、回収袋に入れる		
	⑤ ゴーグル(エプロン)を外し、回収袋に入れる		
4	手袋を外した後の処置 非抗菌性石鹸と流水で手洗いをする	手袋は汗、ピンホールなどで万全とは言えない	

聞き取りのルール

1 避難者の聞き取り

□担当者は記入者とともに表面の記載を確認する。

- 自宅で避難する在宅避難者にも記入してもらう。
- 自治会・町内会の加入に係わらず、所属した場合の自治会・町内会を記入する。（避難者が解らない場合には、担当者が住所から推測する。）
- 避難所の運営に協力していただくため、特技・免許等を持っている方は記入してもらう。
- 配慮を必要とする、けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中の方等、配慮が必要な内容・事項を記入してもらう。
- 学校の敷地内に車を駐車された方は、車種等を記入する。
- 親族等の連絡先は、複数記入する。
- 安否確認等の問い合わせがあった時に、住所等の情報を公表しても良いか確認する。
- 避難者に郵便物等の関係で、郵便局に住所及び氏名を公表してもよいか確認する。
- 退所後に安否の問い合わせや郵便物等があった場合に、退所後の住所、電話番号等を公開してもよいか個人ごとに必ず確認して下さい。

2 要配慮者への聞き取り

□避難者名簿の内容を本人や家族等から確認しながら、支援に必要な情報を詳しく聞き取る。

- 避難者名簿に書かれた「要配慮者として配慮の必要な事項」欄の確認
- 持病や障がい、アレルギー等、身体やこころの状態
※同じ障害や病気でも人によって症状や注意する点は違うので、どんな配慮が必要か、本人や家族から具体的に聞き取る
- 家族や親族等日常生活を支援してくれる人の有無
- かかりつけの病院、医師の名前
- 通常使用している薬の種類と所持している数
- 本人や家族が避けたい状況、パニックになりやすい環境の例等
- 各障がい者団体等の組織に所属している場合は組織名
- 要望や意見等

3 個人情報の取り扱い

□聞き取った情報は避難所運営のために最低限必要な範囲で共有することとし、個人のプライバシーに関わる内容は口外しない。

□要配慮者本人や家族に必ず確認

- 聞き取った情報を、避難所運営のために最低限必要な範囲で、運営委員会や各運営班、グループ長、町内会の組長と共有することを伝える。
- 個人のプライバシーに関する内容は、口外しないことを伝える。
- 必要に応じて、医師や保健師、民生委員等外部の支援者と個人情報共有する場合があることも確認する。

※このルール集は避難者名簿や調査票等を記載してもらう時は必ず事前に熟読し、携行することとし、必要に応じて記載者にも提示して理解してもらう事が重要である。